

## 指定校変更（区域外就学）の基準

事由	要件	期限	添付書類等
1 教育上の配慮	(1) 就学を予定する児童及び在校する児童生徒の心身の障害又は疾病により指定校への就学が、当該児童生徒及び保護者に対し著しく過重な負担を与えると教育委員会が認める場合	当該事由が消滅するまでの間	医師の診断書等 事由の確認できるもの
	(2) いじめ・不登校の事実があり、指定校を変更することが教育上必要であると教育委員会が認める場合	卒業までの間	学校長の所見又は相談機関の所見
2 住所移転	(3) 住所の転居予定がある場合（転居後、引き続き転居前の指定校に就学を希望する者に限る。）	卒業までの間	
	(4) 住所の転居予定がある場合（転居前に転居後の住所地を指定区域とする指定校に就学を希望し、かつ、住宅の購入、改築等により1年以内に転居を予定する者に限る。）	当該事由が消滅するまで	売買契約書及び 工事請負契約書 等
3 家庭の事情	(5) 保護者の勤務が夜間に及ぶため、放課後、保護者の親族等に児童を預け、又は保護者が勤務する事業所で過ごさせるため、当該事業所の所在地を指定区域とする指定校を希望する場合（学級編制に支障があると認めるときを除く。）	当該事由が消滅するまでの間	(1) 預かる者の承諾書 (2) 保護者の勤務の状況が分かるもの
4 その他	(6) 翌年度において中学校に就学する児童のうち、指定校に希望する部活動がない場合（学級編制に支障があると認めるときを除く。）	卒業までの間	事由の確認できるもの
	(7) 前各項に掲げるもののほか、特に指定校の変更が必要であると教育委員会が認める場合	当該事由が消滅するまでの間	教育委員会が必要とするもの

1 施行年月日

令和2年11月17日

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のふじみ野市小・中学校における指定校の変更等の取扱いに関する要綱別表第7項の事由により指定校の変更の承認を受けている児童は、在学する変更後の指定校の学区を含む地域を学区とする中学校に保護者の申出により通学することができるものとする。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のふじみ野市小・中学校における指定校の変更等の取扱いに関する要綱別表第7項の事由により指定校の変更の承認を受けている児童及び生徒は、指定期間が終了するまでの間、変更後の指定校に通学することができるものとする。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のふじみ野市小・中学校における指定校の変更等の取扱いに関する要綱別表第7項の事由により指定校変更の承認を受けている児童（以下この項において「兄姉」という。）の弟妹は、兄姉が当該学校に在学している場合に限り、保護者の申出により当該学校に通学することができる。この場合において、当該弟妹に弟妹がいるときは、当該弟妹が当該学校に在学している場合に限り、当該弟妹の弟妹は保護者の申出により当該学校に通学することができるものとする。